

株 主 各 位

長野県伊那市西箕輪2148番地188

株式会社イナリサーチ

代表取締役社長 中 川 賢 司

第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時

2. 場 所 長野県伊那市西箕輪2415番地6
伊那技術形成センター2階研修室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項
報告事項

第46期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件

以 上

- ~~~~~
- ★ 新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本年の株主総会の開催方針を以下のとおりといたしたく存じます。
- ご出席にあたっては、ご体調をお確かめのうえマスクの着用をお願い申し上げます。感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様におかれましては特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
 - 出席役員及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

ご出席株主様へのお土産は取りやめさせていただきます。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ なお、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ina-research.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

製薬会社や研究者は、新型コロナウイルス感染拡大という新たな危機と対峙する現在、治療薬開発の早期実現という社会的要請を受けその取組を急ピッチで進めており、新薬開発市場はかつてないほど注目されております。国内製薬市場においては、当社の主要顧客は、新薬開発への社会的期待と同時に薬価の改定が一段と進んだことを受け、従来の医薬品と併せて再生医療等製品、免疫療法、遺伝子治療、ワクチン等へ経営資源の集中を進めており、試験受託機関(Contract Research Organization:以下「CRO」と言います。)間の競争は厳しくなっております。

また海外市場では、アジア各国の健康戦略や経済戦略により医薬品開発市場は着実に成長を続けております。

このような中、当社は顧客から新たな手法の掘り起こしのパートナーとして信頼されるCROの期待に応えるべく、バイオ医薬品関連の高度分析機器や病理サービス強化のための機器投資を積極的に実施し、医薬品開発分野での対応可能領域の拡充を図ってまいりました。また海外を重要市場ととらえ現地営業代理会社との関係強化に努め、現地セミナー開催や顧客との相互訪問等を実施してまいりました。従来より注力しておりますSEND(米国食品医薬局(FDA)への新薬申請時に義務化されている非臨床試験データ標準フォーマット: Standard for Exchange of Nonclinical Data)の変換対応サービスについては、先行して取得したノウハウによる差別化で、国内外を含め顧客数は着実に増加し環境事業に次ぐ第3の事業へと成長しつつあります。

当期より開始いたしました、国内には無い特色を持つ欧州、米国のCROとの代理店事業では、国内企業への紹介営業を重ね取扱高は順調に増加し、さらに当社の試験サービスとのシナジー効果も出ており、代理店収入とともに試験受注にもつながっております。なお内1社の米国Southern Research Institute(サザンリサーチ・インスティテュート)は感染症対応可能CROであることが世界的に知られており時下一段と高い関心が寄せられております。さらに、当社の試験サービスの顧客増加を目的に、台湾、シンガポールにて現地の非臨床

関連会社との代理店契約を締結し同エリアでの宣伝活動を開始いたしました。

また、国立研究開発法人日本医療開発機構（AMED）の支援のもと、国立大学法人信州大学が推進する「遺伝子・細胞治療研究開発基盤事業（遺伝子改変T細胞（CAR-T細胞）の医薬品化に向けた研究基盤整備）」のための研究拠点が当社施設内に設けられました。今後AMED並びに国立大学法人信州大学のもと安全性評価方法の確立に協力・貢献し、アカデミアや企業等からの試験受託にもつなげてまいります。

受託試験事業におきましては、活発な営業活動の成果により受注は好調に推移し、当会計期間を通じて稼働率は高い水準を維持し売上高及び受注残高ともに前事業年度を上回りました。しかしながら利益については、業務量増加による人員増加に伴う人件費増加、働き方改革に備え環境や機器の整備、戦略的な研究開発投資さらに営業代理店への支払手数料の増額の影響により下回りました。

環境事業におきましては、大学・民間企業の動物関連施設の多くが更新時期を迎えることで、理化学機器販売会社等と連携し大型工事の取り込みを図りましたところ、複数の大型公共工事の発注が発注者都合により遅れたため完成引渡が当事業年度に間に合わずに翌事業年度となったため、売上高、利益ともに前事業年度を下回りました。

また、当期においては、海外関係会社の清算が完了したことに伴って発生した関係会社清算益9,612千円を特別利益に計上しております。

以上の結果、当事業年度の経営成績は、売上高は2,862,443千円（前期比10.7%増）、営業利益は61,801千円（前期比33.9%減）、経常利益は30,254千円（前期比50.0%減）、当期純利益は36,600千円（同35.5%減）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

・受託試験事業

当事業部門におきましては、国内及びアジアを中心とする海外で積極的な営業展開を進めた他、他社に先行するSEND対応サービスへの増員、研究設備投資による拡充を進めた結果、受注は増加し当事業年度を通じて高い稼働率を維持しましたが、人件費及び海外代理店への支払手数料の増加等の影響もあり、売上高は2,707,782千円（前期比16.8%増）、営業利益は57,541千円（前期比20.4%減）となりました。

・環境

当事業分野におきましては、複数の国立大学等の動物関連施設更新工事の発注が、当初見込みより遅延し完成引渡が翌期となり、売上高は154,661千円（前期比41.8%減）、営業利益は4,259千円（前期比79.8%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施した設備投資の総額は280,430千円で、その主なものは、次のとおりであります。

・当事業年度中に取得した機器等

受託試験事業	試験機器	177,312千円
	施設設備等	68,497千円

③ 資金調達の状況

当事業年度は、金融機関からの借入金により所要資金を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 43 期 (2017年3月期)	第 44 期 (2018年3月期)	第 45 期 (2019年3月期)	第 46 期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	2,295	2,425	2,585	2,862
経 常 利 益 (百万円)	31	166	60	30
当 期 純 利 益 (百万円)	18	144	56	36
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	6.13	48.32	18.90	12.20
総 資 産 (百万円)	2,871	3,411	3,242	3,466
純 資 産 (百万円)	560	705	761	798

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の主要顧客である製薬業界においては、薬価改定による国内売上高の成長鈍化は見られるものの、研究開発テーマは従来テーマに加え感染症治療薬などの開発需要も加わり、総じて増加傾向にあるものと見られます。医薬品の種類については低分子医薬品、バイオ医薬品、それぞれにバラエティーが増えつつあり、また、AI創薬や過去情報利用による新たな創薬手法の登場など、各社の差別化戦略を伴い、変化と広がりを見せております。

また近年、アジア圏における創薬の拡大も見受けられるなか、海を越えたCROの役割や期待も増えているものと認識しています。

環境事業においては、研究施設の更新需要は依然あるなかで、新型コロナウイルスの蔓延による、設備投資計画の延期や建設会社の活動鈍化などの影響が懸念される一方で、新型コロナウイルス対策として有効とされる微酸性電解水生成装置などの需要が増加しています。

その他、新規取り扱い製品などのテーマもあり、これらを売上に繋げる必要があります。

この様な状況において、高い成長性を確保するために、以下のような課題があるものと認識しております。

① 新型コロナウイルス感染症拡大と事業継続に関する取組

新型コロナウイルスについて、現在のところ直接的な影響は顕在しておりません。しかしながら、製薬会社の多くは在宅勤務によるテレワークが中心となっており、当社の営業活動も同様であります。委託者との試験の進捗確認等においては今まで以上に時間を要することが考えられます。また環境事業におきましても同様であります。このことから、売上、受注ともに下期の比重が大きくなることが予想されます。また今後の過程によっては経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

この度の新型コロナウイルスの国内における拡大にあたり、社員及び社員の家族のウイルスからの感染防止対策と、万が一の発症時の被害の最小化などの対策が不可欠です。

当社においては、感染防止対策として、可能な限り職員の在宅勤務を進めておりますが、業務の性質上、出社しなければ遂行できない業務が大半です。

その様な状況において、職員の行動制限、全従業員の日々の健康チェック、出社職員のマスク着用や手洗い等の励行、時間差通勤、部門の分散化、密度の軽減、執務机毎のビニールバリアード設置、外部との接触機会の低減、微酸性電解水生成装置の活用等、考えうる限りの対策を実施しております。

幸いにも長野県内における発生が限定的である事、必要資材も十分確保できている事などから、受託試験の遂行に障害は生じておりませんが、引き続き感染防止対策を進め、万が一災害が発生した場合にも、人的、物的被害を最小にすべく、総合的なリスク対策を進めて参ります。

② 収益の確保

近年、上記の市況や営業拡大に伴う業務量の増加に対応するべく、増員、施設改修によるキャパシティの増加、各種高額検査機器などの投資を行い、成長に向けた拡大を図っておりますが、これらは先行投資であり、回収は遅れて見込まれます。

その様な状況において、収益率を上げる事が最大の経営課題になっております。

次年度より、従来からあった経営戦略室の業務を拡大するとともに、これらの経営課題を専任して分析し解決にあたるべく経営管理を強化します。

③ 新技術対応

新薬開発のバラエティーの拡大を受け、本年度より研究開発専任部門を設置し、これに取組でおります。具体的には、国立研究開発法人日本医療開発機構（AMED）の支援のもと国立大学法人信州大学と共同で進める、遺伝子・細胞療法研究開発センター（CARS）の運営や試験の実施、産学連携、社内での新たな試験系の開発等に取組でおります。

また、環境事業においても、新規取扱商品や従来製品のコストダウン対策などに取組でおり、これらを売上につなげて参ります。

④ 新規事業の拡大

近年開始した、SEND受託、海外代理店事業については順調に売上を拡大しております。これらの事業については、体制強化と信頼性強化に努めつつ、引き続き営業活動を推進し、環境事業に続く第3、第4の柱事業に成長させるべく努めて参ります。

⑤ 人材の育成

当社の事業継続及び拡大にあたっては、より質の高いサービスの提供に努め、医学・薬学・獣医学などの専門的な知識・技術を有する人材のほか、IT技術やマネジメントに優れた人材が不可欠です。また海外との連携ややり取りが出来る人材も求められます。

この様な人材を育成するための教育研修を重要課題として継続して取組でまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社の主力事業は、動物等を用いた試験を通じて医薬品・食品の開発支援を行う受託試験事業であります。その他、非臨床試験施設として培ったノウハウを活かした脱臭剤搭載装置の設計・販売を行う環境事業を展開しております。

各事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容
受託試験事業	医薬品・食品開発のための安全性試験、薬効薬理試験の受託
環境事業	空調装置、スクラバー（ガス除去装置）、脱臭剤搭載装置、動物飼育機材の開発・施工・販売等

(6) 主要な事業所（2020年3月31日現在）

本 社	長野県伊那市
研 究 施 設	長野県伊那市
支 所	東京（東京都千代田区）

(7) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
185名	7名増	46.0歳	14.2年

（注） 従業員数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者は含みません。

(8) 借入先の状況（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	642,000千円
株 式 会 社 長 野 銀 行	180,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	105,000千円
長 野 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	73,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事象

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,998,800株
- (3) 株主数 2,157名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 川 賢 司	448,500株	14.9%
オリエントアル酵母工業株式会社	443,800株	14.7%
中 川 博 司	187,400株	6.2%
イナリサーチ従業員持株会	125,800株	4.1%
杏林製薬株式会社	53,000株	1.7%
中 川 睦 子	44,500株	1.4%
田 原 由 貴 子	35,000株	1.1%
昭和商事株式会社	30,000株	1.0%
楽天証券株式会社	24,000株	0.8%
澤 田 隆 博	21,700株	0.7%

(注) 自己株式は所有していません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	中 川 博 司	Ina Research Philippines, Inc. 代表取締役会長
代表取締役社長	中 川 賢 司	
常 務 取 締 役	佐 藤 伸 一	受託試験事業担当、試験研究センター長
取 締 役	本 坊 敏 保	アライアンス担当
取 締 役	芦 部 喜 一	
取 締 役	新 井 秀 夫	オリエンタル酵母工業株式会社 常務取締役バイオ事業本部長
常 勤 監 査 役	新 村 和 人	
監 査 役	松 崎 堅 太 朗	税理士・公認会計士
監 査 役	浦 野 正 敏	

- (注) 1. 取締役芦部喜一氏及び新井秀夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松崎堅太郎氏及び浦野正敏氏は、社外監査役であります。
3. 監査役松崎堅太郎氏は、税理士・公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役芦部喜一氏ならびに監査役松崎堅太郎氏及び浦野正敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	34,905千円 (1,920千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,102千円 (4,440千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (4名)	48,007千円 (6,360千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第35期定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第34期定時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動内容

	活動状況
取 締 役 芦 部 喜 一	当事業年度に開催された取締役会15回中14回出席いたしました。社外にて培った、企業経営に関する高い見識と経験を当社の経営に反映しております。
取 締 役 新 井 秀 夫	2019年6月25日の取締役に就任以降に当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席いたしました。パイオ事業を展開する企業での長年の業務や経営経験を活かし、有用な助言、提言を行っております。
監 査 役 松 崎 堅 太 朗	当事業年度に開催された取締役会15回中14回、監査役会14回中13回出席いたしました。税理士ならびに公認会計士としてその豊富な知識・経験に基づき、その専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役 浦 野 正 敏	当事業年度に開催された取締役会15回及び監査役会14回全てに出席いたしました。長年に亘り上場会社の経営に携わることで培った、高い見識と経営監視能力を活かし、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関して、有限責任監査法人トーマツの助言・指導等の業務提供を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「INA Compliance Handbook」に基づき、取締役及び使用人が法令、定款を遵守し、社会通念に則った倫理や企業の社会的責任に準じた行動を取るための体制を確立する。
- ・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス状況について必要に応じて当社の取締役会に報告するものとする。
- ・社内コンプライアンス推進者及び社外コンサルティングの2通りのコンプライアンスヘルプラインを構築し、効果的な運用を図る。
- ・社長直轄の内部監査室を設置し、定期的に監査を実施・報告させることで、社長及び常勤監査役が各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況を常に把握する。
- ・反社会的勢力による不当要求に対しては、当社の「反社会的勢力排除宣言」、「INAコンプライアンス行動規範」に従い、組織全体として毅然たる態度で臨むものとし、反社会的勢力との取引を一切排除する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の重要な意思決定及び報告など、取締役の業務の執行に係る情報は法令、「情報セキュリティポリシー」、文書管理規程及び関係社内規程の定めるところに従って、適切に保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業上のリスクについては、「リスクに対する基本ポリシー」に従って対応し、必要に応じて、それぞれの担当部門が規程やマニュアルを整備し、周知・徹底を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は中期経営計画及び年度経営計画を策定し、各部門担当取締役はそれらに沿った具体的、効率的な職務遂行体制を構築する。
- ・役員規程・取締役会規程・組織規程にて取締役、各担当部門及び使用人の責任を明確にする。
- ・各部門担当取締役は、職務の遂行状況を取締役会において定期的に報告し、施策及び効率的な職務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
- ・取締役会の下部組織として経営会議を設置し、取締役本来の職務の執行に専念できる体制を整えるとともに、取締役の意思決定支援を行う。
- ・業務の執行にあたっては、稟議規程に従って所定の権限者の承認を得て行う体制を整備する。

⑤ 当社及び子会社における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理体制については、必要に応じて、当社の各担当部門が指導・監督する。また、関係会社管理規程に基づいて子会社の状況を的確に把握し、適正な取引を行う体制を整備する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役会事務局を設置し、当該使用人を監査役会事務局に配置するものとする。
- ・当該使用人は監査役より指示・命令された監査業務に関して、取締役、所属部門上長等の指揮命令を受けないものとする。
- ・当該使用人の独立性に配慮し、当該使用人の人事考課については監査役が行う。
- ・当該使用人の人事異動、報酬等その他雇用条件に関する事項については、監査役会の同意を得た上で決定する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、または著しく影響を及ぼす重要事項、法令等の違反行為、重大な不当行為その他これに準ずる事実を知った場合には、遅滞なく当社監査役に報告する。

- ・ 監査役に対し、監査役が必要と判断した重要会議に出席する権限及び重要な議事録、稟議書の閲覧権を付与する。
- ・ 内部通報担当部門は、当社監査役に内部通報の状況等を報告する。
- ・ 通報を行った者が当該通報を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

⑧ 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関わる方針に関する事項

監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は定期的に社長と会合を持ち、意見交換することができる。
- ・ 監査役は監査業務の必要に応じて弁護士、会計士等の専門家の助言を受けることができる。
- ・ 監査役は会計監査人及び内部監査室と円滑に連携して、取締役の業務の執行状況及び使用人の業務状況等を的確に把握することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では内部統制システムの整備に関する基本方針(業務の適正を確保する体制)に基づいて、体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における主な運用状況は次のとおりです。

① コンプライアンスに対する取組み

「Ina Compliance Handbook」の冊子を全役員及び職員に配布し、コンプライアンス意識の周知と徹底に取り組んでおります。

また、当社のコンプライアンス委員会は、コンプライアンス状況を当社取締役会に報告しております。

② 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保

取締役会は社外取締役2名を含む6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度中に15回開催され、重要事項の決議と経営情報に関する報告が行われました。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社に関連する各種リスクの存在と特性を認識し、適切なリスク管理を整備するため「リスクに関する基本ポリシー」を定め、継続的にモニタリングを行い、当社取締役会に報告しております。

④ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

内部監査室担当者が各部門に赴き、業務プロセスの実施者と一緒にウォークスルーを実施することで、リスクや対応の見直しを行い、内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性和遵守の教育を実施しております。

⑤ 監査役監査の実効性確保

監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名の3名で構成されております。全監査役は取締役会に、常勤監査役は取締役会に加えて経営会議等重要会議に出席し、取締役等の業務執行状況を監査しております。当事業年度において監査役会は14回開催されました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当政策を最重要課題のひとつと認識し、将来の事業展開に必要な内部留保の確保を図りつつ、継続的かつ安定的な配当実施を原則としています。また、配当金額は当社の業績、経営環境及び配当性向等総合的に考慮して決定されるべきものと考えております。内部留保金につきましては、設備投資など業容拡大のために有効活用することにより、業績の向上を図り企業価値の向上に努めてまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回配当を行うことができますが、従来より通期の決算状況を踏まえ、期末配当のみを行う方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、現在の経営状況に鑑み、真に遺憾ながら無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告における記載金額は各単位未満を切り捨て、比率は各単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,919,893	流 動 負 債	1,639,738
現金及び預金	463,751	支払手形	143,914
受取手形	352	電子記録債務	72,638
電子記録債権	4,624	買掛金	90,420
売掛金	436,132	短期借入金	100,000
商品及び製品	889	1年内返済予定の 長期借入金	100,000
仕掛品	605,712	リース債務	60,372
原材料及び貯蔵品	251,135	未払金	105,726
前渡金	110,948	未払費用	32,586
前払費用	42,842	未払法人税等	10,509
その他	3,503	未払消費税等	29,896
固 定 資 産	1,546,784	前受金	768,817
有 形 固 定 資 産	1,486,976	賞与引当金	74,155
建物	590,490	受注損失引当金	3,128
構築物	3,292	その他	47,572
工具、器具及び備品	44,160	固 定 負 債	1,028,399
土地	613,912	長期借入金	800,000
リース資産	219,144	リース債務	169,342
建設仮勘定	15,731	その他	59,056
その他	245	負 債 合 計	2,668,138
無 形 固 定 資 産	20,238	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	14,848	株 主 資 本	798,539
その他	5,389	資本金	684,940
投 資 其 他 の 資 産	39,569	資本剰余金	600,940
その他	40,469	資本準備金	600,940
貸倒引当金	△900	利 益 剰 余 金	△487,340
		利益準備金	19,141
		その他利益剰余金	△506,481
		繰越利益剰余金	△506,481
資 産 合 計	3,466,677	純 資 産 合 計	798,539
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,466,677

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,862,443
売 上 原 価		2,078,704
売 上 総 利 益		783,738
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		721,937
営 業 利 益		61,801
営 業 外 収 益		
受 取 賃 貸 料	3,482	
補 助 金 収 入	269	
そ の 他	247	4,000
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,484	
為 替 差 損	3,483	
そ の 他	3,578	35,546
経 常 利 益		30,254
特 別 利 益		
関 係 会 社 清 算 益	9,612	9,612
税 引 前 当 期 純 利 益		39,867
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,267	3,267
当 期 純 利 益		36,600

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株 主 資 本 計 合	
		資本準備金	資本剰余金計 合	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	684,940	600,940	600,940	19,141	△543,081	△523,940	761,939	761,939
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益					36,600	36,600	36,600	36,600
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	36,600	36,600	36,600	36,600
当 期 末 残 高	684,940	600,940	600,940	19,141	△506,481	△487,340	798,539	798,539

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品及び製品、原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ② 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ③ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	15年～45年
構築物	7年～45年
工具、器具及び備品	5年～8年
- ② 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、その損失額を合理的に見積もることができる受注契約について、当該将来損失見込額を引当計上しております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	590,490千円
土地	613,912千円
計	1,204,402千円

② 担保に係る債務

短期借入金	100,000千円
1年内返済予定の長期借入金	68,000千円
長期借入金	654,000千円
計	822,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,215,158千円

(3) 財務制限条項

2019年3月27日に取引金融機関各行と締結した当社のタームローン契約（当事業年度末残高900,000千円）については、財務制限条項が付されており、以下のいずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

- ① 各事業年度の末日における当社単体の貸借対照表における純資産の金額が、当該決算期の直前の決算期の末日又は2018年3月に終了する決算期の末日における当社単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方75%の金額以上であること
- ② 各事業年度の当社単体の損益計算書の経常損益に減価償却費を加えた金額及び当該決算期の直前の決算期に係る当社単体の損益計算書の経常損益に減価償却費を加えた金額の平均金額が100,000千円を下回らないこと

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	100,000千円
差引額	－千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 当 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 期 末 株 式 数
普 通 株 式	2,998,800株	一株	一株	2,998,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

- ① 配当金支払額等
該当事項はありません。
- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
配当金支払額等
該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金及び設備資金については、主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客の多くが信用力の高い大手製薬会社等でありリスクは比較的低いものと認識しております。また、試験着手時には一定額の前受金を受取し、リスクの軽減を図っております。海外顧客に対する営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同様に前受金の受取によりリスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に係る資金調達及び長期運転資金を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に基づいて取引先毎に与信限度額を設定し、残高管理を毎月実施しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、予算管理規程に基づいて資金繰計画を作成し、各部からの報告により修正・変更する等対応し手許流動性の維持を図り流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	463,751	463,751	—
(2) 受取手形	352	352	—
(3) 電子記録債権	4,624	4,624	—
(4) 売掛金	436,132	436,132	—
資産計	904,861	904,861	—
(1) 支払手形	143,914	143,914	—
(2) 電子記録債務	72,638	72,638	—
(3) 買掛金	90,420	90,420	—
(4) 短期借入金	100,000	100,000	—
(5) 長期借入金	900,000	900,000	—
(6) リース債務	229,714	229,960	246
負債計	1,536,687	1,536,933	246

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権並びに(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金並びに(4) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金

長期借入金の変動金利による時価については、一定期間ごとに金利が更改される条件となっており、短期間で市場金利を反映していること、又、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

- (6) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金及び預金	463,751
受取手形	352
電子記録債権	4,624
売掛金	436,132
合計	904,861

(注3) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	100,000	100,000	100,000	600,000	—	—
リース債務	60,372	59,548	53,529	38,388	17,876	—

5. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

原材料	2,373千円
仕掛品	8,733千円
未払給与	6,101千円
賞与引当金	22,172千円
未払社会保険料	3,489千円
未払事業税	2,165千円
関係会社株式評価損	253,094千円
減損損失累計額	138,467千円
繰越欠損金	132,006千円
その他	15,880千円
小計	584,485千円
評価性引当額	△584,485千円
計	一千円

7. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合 (%)	関係会社との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主(会社等)	オリエンタル酵母工業株式会社	被所有直接 14.7	試験資材の購入	試験資材の購入(注)1	128,257(注)2	買掛金	46,015(注)2

(注)1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には、消費税等を含めております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 266円28銭

(2) 1株当たり当期純利益 12円20銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

株式会社イナリサーチ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 条 修 司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イナリサーチの2019年4月1日から2020年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月3日

株式会社イナリサーチ 監査役会
常勤監査役 新村 和人 ⑩
社外監査役 松崎 堅太郎 ⑩
社外監査役 浦野 正敏 ⑩

以上

株主総会会場ご案内図

会場 長野県伊那市西箕輪2415番地 6
伊那技術形成センター 2階研修室
電話(0265)76-5661



<交通手段>

J R 飯田線 伊那北駅・伊那市駅より 車15分
中央自動車道 伊那インターチェンジより 車5分
(当社社屋の道路をはさんだ正面向かいの建物です)